

日本小児耳鼻咽喉科学会の利益相反に関する指針

序文

本学会は、小児耳鼻咽喉科学に関する事業を行い、その進歩普及を図り、学術文化の発展並びに人類・社会の福祉に寄与することを目的とし、この目的を達成するため、学術集会の開催、学会誌の刊行並びに小児耳鼻咽喉科学に関する調査研究等の事業を行うものであるが、これらの事業については、企業との共同研究、受託研究、寄附講座、医薬品の提供などの産学連携の機会が少なくない。産学連携による研究では、公的利益（学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元）と、私的利益（産学連携に伴い取得する金銭、地位、利権など）が発生することがある。このような公的利益と私的利益が対立する状態を利益相反（conflict of interest : COI）という。利益相反（COI）の状態は、適正な判断を損ない、研究方法、データ解析、結果解釈などが歪められるおそれを生じさせることがある。本学会はその透明性を高めることにより利益相反の状態を適正に管理し、もって、医学系研究の公正性と信頼性を確保するため、本指針を策定する。

I. 目的

本指針は、日本小児耳鼻咽喉科学会（以下「本学会」という）会員に対して、利益相反についての基本的な考えを示し、本学会が行う事業に参加し発表する場合、利益相反状態を自己申告によって適切に開示させることにある。

II. 利益相反の対象

本指針では、本学会会員自身が所属する機関以外の機関との間で給与等を受け取るなどの関係を持つ「個人としての利益相反」のみを扱う。具体的にはサービス対価（指導料、謝金等）、産学連携活動に係わる受け入れ（受託研究、客員研究員・ポストドクトラルフェローの受け入れ、研究助成金受け入れ、依頼試験・分析、機器の提供等）、株式、および知的所有権（特許・著作権及び当該権利からのロイヤリティ等）を含む。

III. 対象者

以下のいずれかを対象者とする。

1. 本学会会員
2. 本学会学術講演会及び学会誌などで発表する者
3. 本学会理事会・委員会に出席する者
4. 本学会の事務職員

IV. 対象となる活動

本学会の学術集会・講演会等での発表、および機関誌、論文、図書などでの発表を対象とする。

V. 開示・公開する事項

対象となる活動を行う場合、本人並びに配偶者・同居する1親等において以下の事項に該当し、別に定める基準を超える場合には、所定の様式に従い、利益相反の状況を自己申告する義務を負う。自己申告及び申告された内容については、申告者本人が責任を持つ。

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職、社員などへの就任
2. 株式の保有
3. 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料
4. 企業や営利を目的とした団体から、研究者を拘束した時間・労力に対し支払われた日当(講演料など)
5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
6. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費
7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学寄附金
8. 企業や営利を目的とした団体が提供する寄附講座
9. その他の報酬(研究とは直接無関係な旅行や贈答品など)

VI. 利益相反の管理に関すること

個人情報・研究情報を保護するため、利益相反(COI)の管理に関わるすべての関係者は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

VII. 指針違反者への措置

1. 理事会は、本指針に違反する行為に関して審議する権限を有する。
2. 本指針に違反した行為がある場合、利益相反委員会で検討し、理事会で審議する。その結果、重大な遵守不履行に該当すると判断した場合は、遵守不履行の程度に応じて指導、勧告、会員資格停止、除名などの措置を講じることができる。

3. 異議申し立て

Ⅶの2.により措置を受けた者は、本学会に対し、異議申し立てをすることができる。学会はこれを受理した場合、異議申し立て審査委員会において再審理を行い、理事長はその結果を被措置者に通知する。

4. 説明責任

学会は被措置者により発表された研究に関し、利益相反委員会及び理事会の議を経て、社会へ説明する。

VIII. 細則の制定

本学会は、本指針を運用するために必要な細則を理事会の決議によって制定、改廃することがで

きる。

IX. 施行日及び改正方法

この指針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。本指針は法令の改変等の各種事情により、事例によって一部変更が必要となることが予想される。利益相反委員会は、理事会の議を経て、本指針を審議し、改正することができる。